

「法の支配」実現のために

大津 隆文

五月の広島サミットのキーワードの一つは、「法の支配による秩序」であった。対するは「力による現状変更」、ロシアや中国の力任せの行動が許されるべきでないことには全く同感である。

もともと法の支配は常に正義か、この点は若干留保もしたくなる。歴史を振り返ると、法の名の下に弱者、少数者が差別されてきたのも事実だからだ。明治日本は長年不平等条約に苦しめられた。多くの国で選挙権が少数民族、女性に与えられなかったのは法律によってであった。

ここで法について一考。法は社会の仕組みを定めており、人々の生活はそれを基盤に成り立っている。同時に法は現状をよしとし、既得権を守りがちである。当然現行の法に不満を持つ人はいるだろう。法はいわば物差しであり、より多くの人がハッピーになるよう常に見直していく必要がある。

今回の共同宣言でも英文は、*order based on the rule of law* となっており、現行法のルールというより、法治主義というルールによる秩序、といった感じであろうか。近年は法の上位に、「人権」「平等」といった価値があるとの認識が強い。こうした観点から少数者保護、男女平等のための法律の見直しが行なわれる例は少なくない。だが世界の国は様々だ。ある国で酷い人権無視や人種差別があっても、国家主権という厚い壁のため、国際的な口出しは難しいのが現状だ。また法治国家と言いながら、法の運用について予測可能性を大きく欠いている国もある。

力（武力）による一方的な現状変更は許されない。しかし、現状を変えようという勢力と守ろうという勢力の葛藤は常に生ずるであろう。課題はこれを平和的に解決する仕組みを作ることだ。国連や国際司法裁判所に多くが期待されるが、いまだ実効性は低い。現実としては力に対抗するしかない。

国際紛争の平和的な解決システムをどう構築すべきか、世界中の国が人権、平等を尊重するための具体的な方策は何か、G7のリーダーにはもう一歩踏み込んで欲しかった。